

## 島尻地区小学生バレーボール連盟表彰規定

### (目的)

第1条 本規定は、島尻地区小学生バレーボールの普及発展に貢献し、その功績が顕著で他の模範として推奨に値するものを表彰し、チームの強化・向上を図ることを目的とする。

### (表彰推薦)

第2条 被表彰者の決定は、表彰委員会（以下委員会）を設置し、委員会の推薦により行なう。

### (委員会)

第3条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長（島尻地区小学生バレーボール連盟（以下島尻地区小連）会長）
  - (2) 副委員長（島尻地区小連副会長）
  - (3) 委員（島尻地区小連役員）
2. 委員会は、島尻地区小連加盟の各チームまたは役員及び関係団体を対象として表彰該当者について選考し、その結果を理事会に報告する。

### (表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、理事会において行なう。

### (団体・個人表彰)

第5条 団体（チーム）及び個人に対して行なう。

2. 表彰は、島尻地区小連会長が表彰状と記念品を授与する。
3. 表彰は、毎年総会に行う。但し、必要がある時は随時行うことが出来る。

#### (1) 団体表彰

- ① 九州大会で優勝・準優勝の団体
- ② 全国大会でベスト8以上の団体
- ③ 連続3年以上県大会代表（推薦含む）として九州・全国大会に出場した団体
- ④ チーム結成20年以上経過し、その実績が顕著である団体

#### (2) 個人表彰

- ① 島尻地区小連の役員として15年以上貢献し、島尻地区小学生バレーボールの普及発展に特に功績があった者
- ② チーム指導者として20年以上務め、島尻地区小学生バレーボールの普及発展に多大な貢献があった者。

4. 島尻地区小連役員の感謝状贈呈に関しては、以下のとおりとする。

(1) 正副会長が退任するとき。

- ① 連続して任期2期(4年)を終了し退任するときは感謝状に記念品(3千円相当)を副えて贈呈する。
- ② 連続して任期3期(6年)以上を終了し退任するときは感謝状に記念品(5千円相当)を副えて贈呈する。
- ③ 職位が変わった場合でも連続して就任した場合、任期は継続するものとする。

(2) 理事を10年以上勤め、退任するときは理事会の推薦により感謝状を贈呈する。

5. 表彰対象の期間は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(既定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、役員会の承認を得て行なう。

附則

この規定は平成26年4月1日から施行する。